河川敷地境界確定手続について

河川敷地 (河川区域内の国有地) と隣接地との土地の境界を明確にしたいとお考えの方は、下記のとおり手続をおこなっていただきますようお願いいたします。

1. 事前相談

庄内川河川事務所で受付できるのは、庄内川河川事務所管内となります。「申請受付窓口」をご確認いただき、管理している各出張所・管理支所にご連絡ください。

2. 境界確定協議に必要な書類の提出

河川敷地境界確定協議書(様式1) に以下の書類を添付していただき、正副各1部合計2部をご提出願います。

<添付書類>

- ① 位置図
- ②. 不動産登記法第14条の地図(国土調査法に基づく「地積図」、土地区画整理法及び土地改良法に基づく「土地の所在図」並びに地図に準ずる図面(いわゆる「公図」と呼ばれているもの)を含む。)の写し
- ③ 実測平面図
- ④. 協議者の印鑑登録証明書(公有地の場合を除く)
- ⑤. 協議に係る私有地等が、協議を行う者の土地であることを証する書類(不動産 登記法(平成16年法律第123号)に定める登記事項証明書)
- ⑥. 代理人により協議を行う場合は、委任状及び私有地等の所有者の印鑑登録証明 書
- (7)、協議者の住所と登記事項証明書の住所が違う場合は、転居の経緯が分かる書類
- ⑧ その土地が相続に係るものである場合は、相続関係を証する書類
- ⑨. その他必要と認められた書類(地積測量図、旧土地台帳付属地図、字絵図等境

界の明示作業に参考となる資料)

3. 現地立会

河川敷地境界確定協議書の内容審査を行い、担当職員と日程調整の上現地で立会を 実施します。

4. 河川敷地境界確定書の取り交わし

現地立会を行い、協議が成立したら<u>河川敷地境界確定書(様式2)</u>に以下の書類を添付していただき、正副各1部をご提出願います。

<添付書類>

- 1. 境界確定図
- 2. 不動産登記法第14条の地図の写し等
- 3. 土地所有者の印鑑登録証明書

その他留意事項

- ・協議の申請は代理人からでも可能です。その場合土地所有者からの<u>委任状(様式</u>3)の提出をお願いいたします。
- ・河川敷地境界確定協議書の提出から河川敷地境界確定書の取り交わしまでには、協議の内容によりますがおよそ 3 ヶ月程度を要します (処理完了をお約束するものではありません)。書類提出後に審査を行った結果、修正や添付書類の追加をお願いする場合もございます。その際はさらに処理期間を要する場合もございます。事前相談の段階で手続についてご確認いただくとともに、余裕を持って手続きしていただきますよう、よろしくお願いいたします。